

正会員各位

Zentokkyo Monthly Report 2020年8月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

	内 容
本 部	<p>人材育成委員会／特殊鋼販売加工技士検定試験委員会（合否判定会議）</p> <p>日 時：8/28（金） 15:00～16:30 於：鉄鋼会館 出席者：4名</p> <p>内 容：①今回の「上級編」研修講座の特徴について ②特殊鋼販売加工技士「上級編」合否判定について ③井上検定試験委員長講評について ④青山人材育成委員長総評について</p>
東京支部	<p>特殊鋼販売加工技士研修講座上級編 検定試験</p> <p>日 時：8/5（水） 13:30～15:00 35名受験</p> <p>内 容：修了者34名と受験のみ1名の計35名受験</p>
大阪支部	<p>特殊鋼三団体責任者会議</p> <p>日 時：8/27（木） 16:00～17:00 於：大阪・鐵鋼会館 出席者：7名</p> <p>議 題：1. 共催講演会・賀詞交換会の検討 2. その他共催事業調整他</p> <p>(8/5 予定の特殊鋼販売加工技士上級編検定試験、8/21 予定の特殊鋼販売技士入門編講座、8/29 予定のボウリング大阪支部決勝大会は中止)</p>
名古屋支部	<p>内外交流部会</p> <p>日 時：8/6（木） 10:30～12:00 於：中島特殊鋼 出席者：4名</p> <p>内 容：賛助会員との交流会（9/18 予定）実施可否検討 ⇒延期</p> <p>特殊鋼販売加工技士「入門編」オンライン講義実施</p> <p>日 時：8/20（木） 9:30～16:30 於：名古屋支部事務所 受講者：78名</p> <p>経営効率化部会（z o o m）</p> <p>日 時：8/25（火） 16:00～17:00 出席者：6名</p> <p>内 容：クレーン・玉掛講習、若手及び女性社員研修など下期活動について検討</p> <p>特殊鋼販売加工技士「上級編」検定試験</p> <p>日 時：8/5（水） 13:30～15:30 於：各社内 受験者：27名</p>
東北支部	<p>支部運営委員会</p> <p>日 時：8/21（金） 13:00～14:30 於：大同DMソリューション(株) 出席者：6名</p> <p>議 題：1、コロナ影響に伴う今後の事業計画について審議した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/21 予定特殊鋼販売技士3級講習 ⇒中止 ・7/4 予定ボウリング大会 ⇒中止 ・10/22 予定定例会 ⇒中止 ・11/13 予定支部運営委員会 ⇒中止 ・1/15 予定賀詞交歓会 ⇒中止 <p style="text-align: center;">会場仙台国際ホテル予約キャンセル、2022年1月21日開催の会場予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月予定特殊鋼販売技士1級 ⇒10月本部委員会にて協議 ・3月支部運営委員会は開催で決定
北関東支部	特になし
静岡支部	特になし（8月予定のボウリング大会は中止）
中国支部	特になし
九州支部	特になし
青年部会	特になし

[事務局だより]

1. 経済産業省製造産業局金属課より

【周知依頼】 新しい生活様式での熱中症予防対策について

標記の件について、新型コロナウイルス感染症により、一人一人が感染防止の3つの基本である[1]身体的距離の確保、[2]マスクの着用、[3]手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このような状況において、今夏は、これまでとは異なる生活環境下であることから、十分な感染対策を行いながら、熱中症予防対策をこれまで以上に心がけていただく必要があります。

そこで、環境省・厚生労働省において、熱中症予防行動に必要な資料を作成いたしましたのでお知らせいたします。

当該資料について、会員企業等にも周知いただきますようお願いいたします。

<熱中症予防情報サイト>

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php

<熱中症予防×コロナ感染防止（リーフレット）>

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200621_orange.pdf

<熱中症警戒アラート発表時の予防行動>

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200616_alert_leaflet.pdf

2. 厚生労働省職業安定局より

【周知依頼】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限に関する周知要請について

雇用調整助成金では特例措置のひとつとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日までを申請期限としている所ですが、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、申請期限を令和2年9月30日までに延長する事としました。

また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっております。

<新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000662501.pdf>

<新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>